

平成 19 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 日本エスコン  
代表者の役職・氏名 取締役社長 直江 啓文  
( J A S D A Q コード番号 8 8 9 2 )  
問い合わせ先 役職・氏名 取 締 役 福留 秀樹  
TEL 0 3 - 5 5 1 2 - 7 0 2 0

## 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 19 年 3 月 23 日開催予定の定時株主総会に下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または所要の変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 7 条を新設するとともに、現行定款第 8 条について所要の変更を行うものであります)
- (2) 株主総会に出席して議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、現行定款第 14 条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 定款に定めることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき一定の情報をインターネットにより開示した場合には、株主に提供したものとみなされることから、株主様に対する柔軟な情報開示を行うため本制度を導入することとし、変更案第 17 条を新設するものであります。
- (4) 定款に定めることにより、取締役会で決議すべき事項について取締役の提案があった場合に、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べなかつたときは、取締役会の決議があったものとみなされることとなったことから、機動的な取締役会の運営を可能とするため、変更案第 24 条第 2 項を新設するものであります。
- (5) 社外取締役および社外監査役として有用な人材を迎えるため、変更案第 28 条および第 38 条をそれぞれ新設するものであります。なお、変更案第 28 条を新設することにつきましては、監査役全員一致による同意を得ております。
- (6) 会計監査人が会社の機関となったため、第 6 章 会計監査人（変更案第 39 条および第 40 条）を新設するものであります。
- (7) 上記のほか、法令の改正に伴う文言の変更、条数の繰り下げ等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙（新旧対照表）の通りであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 19 年 3 月 23 日

以 上

## 新旧対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) (条文省略)</p> <p>第2条 (目的) (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. (条文省略)</p> <p>6. (条文省略)</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>8. (条文省略)</p> <p>9. (条文省略)</p> <p>10. (条文省略)</p> <p>11. (条文省略)</p> <p>第3条 (本店所在地) 当社は、本店を東京都千代田区にお <u>く。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的) (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店所在地) 当社は、本店を東京都千代田区に置 <u>く。</u></p> <p>第4条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、</u> <u>次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (公告の方法) (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条 (発行する株式の総数) 当社が<u>発行する株式の総数</u>は、 243,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u> <u>の規定により、取締役会の決議をもって</u> <u>自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条 (株式取扱規程) 当社の発行する<u>株券の種類、株式の名</u> <u>義書換、端株の買い取り、株券喪失登録</u> <u>の手続き、その他株式に関する取り扱い</u> <u>および手数料は、法令または本定款のほ</u> <u>か、取締役会において定める株式取扱規</u> <u>程による。</u></p> <p>第8条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株主名簿 (実質株主名簿を含</u> <u>む。以下同じ) および端株原簿の記載ま</u> <u>たは記録に関する事務処理のため、名義</u> <u>書換代理人をおく。</u></p> <p>②当社の名義書換代理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議により選定 する。</p> <p>③当社の株主名簿、端株原簿および株券 喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取 扱場所に備え置き、株式の名義書換、端 株の買い取り、株券喪失登録の手続き、 その他株式に関する事務は、名義書換代 理人に取り扱わせ、当社においてはこ れを取り扱わない。</p>	<p>第5条 (公告方法) (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、243,000株 とする。</p> <p>第7条 (株券の発行) 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に</u> <u>より、取締役会の決議によって市場取引</u> <u>等により自己の株式を取得することがで</u> <u>きる。</u></p> <p>第9条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱い、<u>株主 (実</u> <u>質株主を含む。以下同じ) の権利行使に</u> <u>際しての手続き等および手数料は、法令</u> <u>または本定款のほか、取締役会において</u> <u>定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. 当社の株主名簿管理人およびその事務 取扱場所は、取締役会の決議によって定 め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含 む。以下同じ)、<u>新株予約権原簿および</u> <u>株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、</u> <u>その他の株主名簿、端株原簿、新株予約</u> <u>権原簿および株券喪失登録簿に関する事</u> <u>務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u> <u>当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第9条（基準日）</u>  <u>当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第10条（招集）</u>  定時株主総会は、毎決算期末日の翌日より3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第11条（招集地）</u>  株主総会は、本店所在地、隣接地または大阪市において開催する。</p> <p><u>第12条（招集権者および議長）</u>  株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>②</u> （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第11条（招集）</u>  <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p><u>2.当社の株主総会は、本店所在地、隣接地または大阪市において開催する。</u></p> <p><u>第12条（株主総会の基準日）</u>  <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>2.前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第13条（招集権者および議長）</u>  株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p><u>2.</u> （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>②前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条（員数） （条文省略）</p>	<p>第14条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条（議決権の代理行使） 株主は、株主総会において当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第16条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（員数） （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第17条（選任）  <u>取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</u>  （新 設）</p> <p>②<u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第18条（任期）  取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  ②<u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第19条（代表取締役および役付取締役）  <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u>  ②<u>取締役会の決議により、取締役のうちから取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができる。</u></p> <p>第20条（招集権者および議長）  （条文省略）  ② （条文省略）</p> <p>第21条（招集通知）  取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第19条（選任）  取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第20条（任期）  取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  （削 除）</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）  <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>  2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第22条（招集権者および議長）  （現行どおり）  2. （現行どおり）</p> <p>第23条（招集通知）  取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② (条文省略)</p> <p>第22条 (決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。 (新 設)</p> <p>第23条 (取締役会規程) (条文省略)</p> <p>第24条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p> <p>②取締役会の議事録は、本店に10年間備え置くものとする。</p> <p>第25条 (報酬および退職慰労金) 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議においてこれを定める。  (新 設)</p>	<p>2. (現行どおり)</p> <p>第24条 (決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>第25条 (取締役会規程) (現行どおり)</p> <p>第26条 (議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載<u>または記録</u>し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印<u>または電子署名</u>をする。 (削 除)</p> <p>第27条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (社外取締役の責任限定契約) <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 (員数) (条文省略)</p> <p>第27条 (選任) 監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> (新 設)</p> <p>第28条 (任期) 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第29条 (常勤の監査役および常任監査役) <u>監査役の互選により常勤監査役を1名以上定める。</u> ②<u>監査役の互選をもって、常勤の監査役のうちから常任監査役を選任することができる。</u></p> <p>第30条 (招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 ② (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条 (員数) (現行どおり)</p> <p>第30条 (選任) 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条 (任期) 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条 (常勤の監査役および常任監査役) <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から、常勤の監査役を1名以上選定する。</u> 2. <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役の中から、常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>第33条 (招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>第31条（決議の方法）  監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>第32条（監査役会規程）  （条文省略）</p> <p>第33条（議事録）  監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第34条（報酬および退職慰労金）  監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議においてこれを定める。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第34条（決議の方法）  監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第35条（監査役会規程）  （現行どおり）</p> <p>第36条（議事録）  監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。</u></p> <p>第37条（報酬等）  監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第38条（社外監査役の責任限定契約）  <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条（選任）  <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>第40条（任期）  <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="232 167 358 190">第6章 計算</p> <p data-bbox="232 223 536 246">第35条（営業年度および決算期）</p> <p data-bbox="254 250 635 331">当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p data-bbox="232 364 431 387">第36条（利益配当金）</p> <p data-bbox="254 391 635 526">当社の利益配当金は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に支払うものとする。</p> <p data-bbox="232 559 410 582">第37条（中間配当）</p> <p data-bbox="254 586 635 751">当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者ならびに端株原簿に記載または記録された端株主に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="232 784 410 807">第38条（除斥期間）</p> <p data-bbox="254 811 635 946">当社の利益配当金および中間配当金またはその他諸交付金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p> <p data-bbox="232 951 635 1031">②未払いの利益配当金および中間配当金またはその他諸交付金については利息を付けないものとする。</p>	<p data-bbox="657 167 783 190">第7章 計算</p> <p data-bbox="657 223 837 246">第41条（事業年度）</p> <p data-bbox="679 250 1060 303">当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p data-bbox="657 364 964 387">第42条（剰余金の配当の基準日）</p> <p data-bbox="679 391 1060 444">当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年12月31日とする。</p> <p data-bbox="657 559 837 582">第43条（中間配当）</p> <p data-bbox="679 586 1060 666">当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を<u>基準日</u>として中間配当を<u>す</u>ることができる。</p> <p data-bbox="657 784 837 807">第44条（除斥期間）</p> <p data-bbox="679 811 1060 917">配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p data-bbox="765 951 888 973">(削 除)</p>